

ばい煙に係る要保全施設の設置等の届出について

- 1 対象施設** 表1-1のとおり  
※ 規制基準については、表1-2及び表1-3をご覧ください。
- 2 提出期限** 要保全施設の設置又は構造等変更の工事に着手する  
60日前まで
- 3 提出書類**
- (1) ばい煙に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第1号）
  - (2) 別紙1（構造及び使用の方法）、別紙2（ばい煙の処理の方法）
  - (3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
  - (4) 添付書類
    - ア 工場又は事業場の付近の見取図
    - イ 要保全施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
    - ウ 操業工程の概要図
    - エ ばい煙の量及び濃度に関する説明書（メーカーの仕様書など）
- ※ (1)と(2)の様式は、市ホームページにも掲載しています。
- 4 提出部数** 2部（押印は不要です。）
- 5 届出先** 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ  
※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。  
※ 各支所の地域振興課市民生活グループでも受付いたします。  
※ 令和3年度から受理書の交付はありません。

＊＊＊ お問い合わせは ＊＊＊

薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111（内線）2741

FAX 0996-20-5570

E-mail life-env@city.satsumasendai.lg.jp

表 1-1 ばい煙に係る要保全施設

施 設 名	規 模
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）	伝熱面積が8平方メートル未満のものであって、個々の伝熱面積の合計が8平方メートル以上となる場合

備考 伝熱面積は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第2条の規定により算定した値とする。

表 1-2 ばい煙（硫黄酸化物）に係る規制基準

ばい煙に係る要保全施設において発生し、その排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量が、次の式により算出した量以下であること。

$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$ <p>この式において、q、K及びH<sub>e</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q 硫黄酸化物の量（単位：温度0度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）</p> <p>K 17.5（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第3第99号に掲げる区域にあつては、11.5）</p> <p>H<sub>e</sub> 次の式により補正された排出口の高さ（単位：メートル）</p> $H_e = H_o + 0.65 \times (H_m + H_t)$ $H_m = (0.795 \times \sqrt{(Q \times V)}) / (1 + 2.58 / V)$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.30 \times \log J + 1 / J - 1)$ $J = (1 / \sqrt{(Q \times V)}) \times (1460 - 296 \times V / (T - 288)) + 1$ <p>これらの式において、H<sub>o</sub>、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H<sub>o</sub> 排出口の実高さ（単位：メートル）</p> <p>Q 温度15度における排出ガス量（単位：立方メートル毎秒）</p> <p>V 排出ガスの排出速度（単位：メートル毎秒）</p> <p>T 排出ガスの温度（単位：絶対温度）</p>
---

備考 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

- (1) 日本産業規格（以下単に「規格」という。）K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- (2) 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- (3) その他市長が認める方法

表 1-3 ばい煙（ばいじん）に係る規制基準

ばい煙に係る要保全施設において発生し、その排出口から大気中に排出されるばいじんの量が、温度が0度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次表の施設名の欄に掲げる施設の種類ごとに同表のばいじん量の欄に掲げる量以下であること。

番号	施設名	ばいじん量
1	表1-1に掲げるボイラーのうち、 重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30グラム
2	表1-1に掲げるボイラーのうち、 石炭（1キログラム当たり発熱量20,920キロ ジュール以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80グラム
3	表1-1に掲げるボイラーのうち、 前2項に掲げるもの以外のもの	0.40グラム

備考1 ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量とする。

2 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

**【経過措置】** 表1-1に掲げるボイラーのうち、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、表1-3に掲げるばい煙（ばいじん）に係る規制基準は、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和60年総理府令第31号）附則第4項に規定する経過措置が終了するまでの間、適用しない。